

各種奨学金における非正規生の取り扱いについて (姫路市奨学学術振興基金条例施行規則改正)

1 改正の内容

一般奨学金、連合婦人会奨学金、播戸奨学金、海外留学生奨学金の対象者を正規生に限定するもの。

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事業名	区分	事業内容	事業名	区分	事業内容
一般奨学事業	一般奨学金	市内に住所を有する者で市内の私立の大学に在学し、成績優秀な者のうち、経済的理由により特に修学困難なものに対し、月額2万円を支給する。	一般奨学事業	一般奨学金	市内に住所を有する者で市内の私立の大学の 正規生 で、成績優秀な者のうち、経済的理由により特に修学困難なものに対し、月額2万円を支給する。
連合婦人会奨学事業	連合婦人会奨学金助金	中播磨又は西播磨に住所を有する者で市内の大学に在学する者のうち、交通遺児、両親のない子女、母子家庭又は父子家庭に属する子女及び就学につき生活保護世帯から分離されたものに対し、月額2万円を支給する。	連合婦人会奨学事業	連合婦人会奨学金	中播磨又は西播磨に住所を有する者で市内の大学の 正規生の 者のうち、交通遺児、両親のない子女、母子家庭又は父子家庭に属する子女及び就学につき生活保護世帯から分離されたものに対し、月額2万円を支給する。

現 行			改 正 案		
事業名	区分	事業内容	事業名	区分	事業内容
播戸奨学事業	播戸奨学金	中播磨又は西播磨に住所を有する者で市内の大学に在学し、成績が優秀な者のうち、経済的理由により特に修学困難なものに対し、月額2万円を支給する。	播戸奨学事業	播戸奨学金	中播磨又は西播磨に住所を有する者で市内の大学の 正規生 で、成績が優秀な者のうち、経済的理由により特に修学困難なものに対し、月額2万円を支給する。
海外留學生奨学事業	海外留學生奨学金	海外からの留學生であって市内に住所を有し、かつ、市内の大学に在学する者に対し、月額3万円を支給する。	海外留學生奨学事業	海外留學生奨学金	海外からの留學生であって市内に住所を有し、かつ、市内の大学に在学する 正規生 の者に対し、月額3万円を支給する。

2 改正の理由

非正規生は、正規生に比べて授業料が安く、また、在籍期間も短期間であり、経済的な負担が軽いといえる。よって、奨学事業の対象者を正規生とする。

3 改正期日

令和3年4月1日